

# 第1章 計画の趣旨と策定の背景

## 1 計画策定の背景

### (1) 沼津市地域情報化計画・沼津市情報化推進計画

平成13年度から平成27年度まで、「沼津市地域情報化計画」で本市が目指す情報化のビジョンを「情報戦略都市【沼津】」と定め、地域情報化施策を推進してきました。本計画で、ICTを適切かつ有効に活用していくために、「情報化をリードする まち・産業・ひと・行政を創る」を基本目標として掲げ、市民・事業者・行政などが互いに連携し39の施策について計画の推進を図ることにより一定の成果を上げてきました。平成28年度から令和2年度までは、新たな「沼津市情報化推進計画」を定め、更なる施策を推進してきました。

### (2) 沼津市官民データ活用推進計画

「官民データ活用推進基本法（平成28年法律第103号）」の施行等を契機に、官民データの活用を推進することにより、将来的な地域課題の解消や官民のサービス水準の向上につなげ市民の利便性の向上に寄与するとともに、データの利活用を通じた地域経済の活性化につなげること、また、業務・システムの標準化やクラウド利用の推進により、経費の削減や職員の事務負担の軽減を図るとともに、新たなサービスの提供や更なる業務の効率化を通じ、本市が抱える諸問題の解消を図ることを目的として、令和元年度から令和2年度までの「沼津市官民データ活用推進計画」を策定し、併せて推進してきました。

(3) 沼津市情報化推進・官民データ活用推進計画の策定について

現在我が国では、少子高齢化による人口減少や都市部への若年層の人口流出が進行しており、地域社会においては、労働力の不足や経済規模の縮小をはじめとする諸課題に直面しつつありますが、本市はこのような状況下にあっても、限られた経営資源を有効に活用し、持続可能なまちとして発展していかなければなりません。

また、今般の新型コロナウイルス感染症対策では感染拡大の防止と社会経済活動の両立を図るため、社会的距離（ソーシャルディスタンス）を確保するなど、日常生活において「新しい生活様式」を実践することが求められており、行政手続や学校教育の場でも、対面の機会を減らし密閉・密集・密接の状態を極力回避するための環境整備を進めていく必要があります。

これら本市を取り巻く環境の変化や、国及び県の方針との整合性を勘案するとともに、本市情報化の取組の現状を踏まえ、ICTを活用した市民サービスの向上や行政の効率化を、引き続き計画的に推進していくため、「第5次沼津市総合計画」に基づく本市情報化の新たな推進計画として、「沼津市情報化推進・官民データ活用推進計画」（以下「本計画」という。）を策定するものです。

## 2 これまでの取組

## (1) 沼津市地域情報化計画の取組

(平成13年度から平成27年度まで)

沼津市地域情報化計画の実施に当たっては、市南部地域の情報基盤の整備や各種情報システムの導入など39の施策を掲げ、地域や行政の情報化を計画的に推進してきましたが、社会情勢の変化や、技術的に困難、実現に莫大な費用が必要であるなどの理由により、未実施の施策もあったことから、全体での達成率は約74%でした。

## (2) 沼津市情報化推進計画の取組

(平成28年度から令和2年度まで)

平成28年度から実施している沼津市情報化推進計画については、26の施策を掲げ、計画の推進を図ってきました。令和元年度末時点の進捗状況は、下表のとおり概ね予定どおり進んでいます。

進捗状況 ◎計画通り ○概ね計画通り △計画より遅れている  
□実施手段の変更

No.	沼津市情報化推進計画 施策	進捗状況
1	社会保障・税番号制度の活用の促進	◎
2	住民票・印鑑証明書のコンビニ交付導入	◎
3	自治体クラウド等の推進	◎
4	沼津市子育てモバイルサイト「ぬまづ子育て応援団」の運用	◎

5	会議録作成・検索システム及び本会議映像配信システム	◎
6	オープンデータの利活用の促進	◎
7	SNS 等ウェブメディアの活用	◎
8	市内観光スポット等への Wi-Fi 環境整備	◎
9	同報無線のデジタル化による情報提供の多重化	◎
10	市民の声システム運用事業	◎
11	市民協働のための支援システムの整備	□
12	災害対応のためのシステム整備	○
13	情報管理における BCP の確立	◎
14	市民情報等の漏えい防止のための体制	◎
15	電子情報セキュリティ対策の強化・徹底	◎
16	情報リテラシー・セキュリティ意識の向上	◎
17	新地方公会計制度の統一的な基準へのシステム対応	◎
18	システムによる債権管理	□
19	福祉情報システムでのデータ連携	○
20	統合型地理情報システムの運用	◎
21	埋蔵文化財出土遺物データベース化	△
22	業務効率向上に向けた情報システム環境整備	◎
23	電子申請システムの利用拡大	◎
24	図書館ネットワークシステム事業	◎
25	CALS/EC 電子納品の導入	◎
26	納税手段の拡充	◎

### (3) 沼津市官民データ活用推進計画の取組

(令和元年度から令和2年度まで)

令和元年度から実施している沼津市官民データ活用推進計画については、9の施策を掲げ、計画の推進を図ってきました。令和元年度末時点の進捗状況は、下表のとおり概ね予定どおり進んでいます。

進捗状況 ◎計画通り ○概ね計画通り △計画より遅れている  
□実施手段の変更

No.	沼津市官民データ活用推進計画 施策	進捗状況
1	マイナポータルを活用した電子申請の拡充	△
2	オープンデータ・バイ・デザインの推進	◎
3	オープンデータの推進	◎
4	防災・減災のための情報提供	◎
5	法人情報に係るデータへの法人番号併記の促進	◎
6	コンビニ交付サービスの利用の促進によるマイナンバーカード普及	◎
7	防災 SNS の活用	○
8	沼津市情報システム最適化の推進	◎
9	業務のデジタル化等の業務改革(BPR)の推進	◎

### 3 沼津市を取り巻く情報化の動向

#### (1) 国の情報化政策の動向

##### ① 国家戦略の推進

国は、平成13年1月に、「高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部」（IT総合戦略本部）を設置し、「e-Japan戦略」を策定することにより、全ての国民がITを積極的に活用し、その恩恵を最大限に享受できるための取組を開始しました。ネットワークインフラの整備に重点を置いた施策を着実に進め、何度かの戦略見直しを行い、IT政策の立て直しに関する内閣総理大臣からの指示を受け、平成25年6月、新たなIT戦略（世界最先端IT国家創造宣言）を閣議決定しました。

ITの利活用に重点を移し、世界最先端のIT国家を目指して政策を推進する中、平成28年12月に、国が官民データ利活用のための環境を総合的かつ効率的に整備するため、「官民データ活用推進基本法」が公布・施行されました。これを受け、平成29年5月に、全ての国民がIT利活用やデータ利活用を意識せず、その便益を享受し、真に豊かさを実感できる社会である「官民データ利活用社会」のモデルを世界に先駆けて構築する観点から、「世界最先端IT国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」を閣議決定し、同計画に基づき、PDCAを回しながら施策を推進しています。

令和元年6月には、IT総合戦略本部において、デジタル時代の新たなIT政策大綱が決定されました。これは、①デジタル時代の国際競争に勝ち抜くための環境整備、②社会全体のデジタル化による日本の課題の解決の2つを目的としつつ、今後の我が国のIT政策の羅針盤とすることを図るものです。また同月に「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」を閣議決定し、デジタル技術の恩恵を誰もが享受できるインクルーシブな「デジタル社会」の実現に向けた重点計画を取りまとめました。

このほか、同6月には、「成長戦略実行計画」等を閣議決定し、ICT分野については、デジタル市場のルール整備、スマート公共サービス等の取組を進めていくこととしています。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等を受け、非常時におけるITの活用と国のデジタル技術の強靱化による社会構造の変革・社会全体の行動変容の両面を進めるため、令和2年7月に、「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」を改正し取り組んでいます。



(出典:政府 CIO ポータルより)

※ 「IT 新戦略」 = 「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」

## ② オープンデータ流通環境の整備

官民データ活用の推進を目的とする「官民データ活用推進基本法」においては、国、地方公共団体等が保有するデータについて、国民が容易に利用できるような必要な措置を講ずるものとされています。国、地方公共団体等が保有するデータのうち、国民誰もがインターネット等を通じて容易に利用（加工、編集、再配布等）できるよう①営利目的、非営利目的を問わず二次利用可能なルールが適用されたもの、②機械判読に適したもの、③無償で利用できるものの3点に該当するデータがオープンデータと定義されています。

特に、地方公共団体のオープンデータについては、地域における新事業・新サービスの創出、行政サービスの高度化等を実現し、地域の経済活性化、課題解決等に寄与するものとして期待されています。このような観点から、「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」では、令和2年度までに地方公共団体のオープンデータ取組率を100%とすることが目標として定められています。総務省では、平成24年度から、公共交通、地盤、公共施設等の様々な分野におけるオープンデータ利活用の実証実験や、一般社団法人オープン&ビッグデータ活用・地方創生推進機構（VLED）等の関係団体や関係府省等との連携を通じて、オープンデータの公開側・利活用側のためのガイド等の策定・改定（オープンデータのための標準化の推進）、オープンデータの有効活用につながるユースケースの構築、オープンデータ伝道師や地域情報化アドバイザーと連携して自治体のオープンデータ化の促進等の取組を進めています。

### ③ マイナンバーカードの利活用推進

マイナンバーカードは券面情報（氏名、住所、生年月日、性別、マイナンバー、本人の顔写真）による対面等での本人確認だけでなく、マイナンバーカードに搭載されている公的個人認証サービスを活用することにより、オンラインでの本人確認・本人認証を安全かつ確実に行うことができます。総務省では日常生活の様々な場面における官民のサービスの利便性向上のため、国、地方公共団体、民間においてマイナンバーカードの利活用を推進していく取組を進めています。

マイナンバーカードについては、券面を利用した顔写真入り職員証としての活用のほか、ICチップの空き領域を利用し、入退出管理や端末操作の権限確認手段等としての活用が進んでいます。

公的個人認証サービスについては、携帯電話の契約時、オンラインでの口座の開設時の本人確認に活用されるなど、民間サービスにおいても利用が拡大しています。更なる利用範囲の拡大に向け、平成30年度には大規模イベントにおけるボランティア管理等の本人確認について、マイナンバーカード利活用の実現可能性を検証しました。その他にも、防災や医療分野における活用の実現に向けた実証事業を実施しました。今後地域や関係事業者等と連携しつつ、実用化を図っていくこととしています。

公的分野においては、平成29年11月から本格運用が開始されたマイナポータルにおいて、「子育て」分野を中心に国民が必要な自治体の行政手続を検索し電子申請できる「ぴったりサービス」、コンビニ等で住民票の写し等が取得可能なコンビニ交付サービス、e-TAX（国税電子申告・納税システム）等における本人確認手段としてマイナンバーカードが活用されています。

公的個人認証サービスは誰もが取得できるインターネット社会の基礎的な情報インフラであり、国、地方公共団体、民間におけるマイナンバーカード・公的個人認証サービスの利活用を一層推進していくこととしています。

## ④ デジタル・ガバメント実行計画

「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」の重点分野の一つであるデジタル・ガバメント分野における取組については、平成29年5月に「デジタル・ガバメント推進方針」（平成29年5月30日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部・官民データ活用推進戦略会議決定）が策定されました。当該方針では、本格的に国民・事業者の利便性向上に重点を置き、行政の在り方そのものをデジタル前提で見直すデジタル・ガバメントの実現を目指すこととされています。

さらに、官民データ活用推進基本法及び「デジタル・ガバメント推進方針」に示された方向性を具体化し、実行することによって、安心・安全かつ公平・公正で豊かな社会を実現するための計画として、平成30年1月に「デジタル・ガバメント実行計画」を策定しています。その後、「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」（以下「デジタル手続法」という。）の改正や「政府情報システムの予算要求から執行の各段階における一元的なプロジェクト管理の強化について」（令和元年6月4日デジタル・ガバメント閣僚会議決定）が定められる等、各種状況の変化を反映するため、令和元年12月20日に改定し、デジタル手続法第4条に基づく情報通信技術を利用して行われる手続等に係る国の行政機関等の情報システムの整備に関する計画と一体のものとして閣議決定しています。

令和2年7月に変更された「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」では、取組の加速や非常時に必要となる事項等を見定め、見直すこととされています。

# デジタル・ガバメント推進方針

- これまでのIT化・業務改革の取組を着実に推進するとともに、官民データ活用推進基本法の成立等を受け、これまで以上に国民・事業者の利便性向上に重点を置き、官民データの流通等に資する新たな取組を推進する必要
- 行政内部の効率化にとどまらない国民・企業等に価値を提供するサービス部分の変革に焦点を当て、行政のあり方そのものをデジタル前提で見直すデジタル・ガバメントの実現を目指す

## 【デジタル・ガバメント推進方針概要】

### 1. デジタル技術を徹底活用した利用者中心の行政サービス改革

- サービスデザイン思考に基づく業務改革（BPR）の推進
  - ・ 利用者中心のサービス改革を推進し、すぐ使える、簡単、便利な行政サービスを実現
  - ・ 「デジタルファースト・アクションプラン」（別紙）に基づくデジタルファースト、ワンスオンリー、ワンストップ等の実現
- デジタル技術に対応した情報提供のあり方の見直し
  - ・ 民間サービスとの連携、プッシュ型の情報発信や情報提供のパーソナル化

### 2. 官民協働を実現するプラットフォーム

- データ流通を促進する環境の整備
  - ・ オープンデータ・バイ・デザイン、情報システムに関する規格整備、マイナンバー制度・法人番号の徹底活用
- 官民データ活用のためのインタフェースの整備
  - ・ 行政データ・サービスのAPI化、行政Webサイトのデザインやデータ構造等の標準化
- プラットフォームの共用化と民間サービスの活用
  - ・ 府省共通システムの充実・強化、自治体クラウドの推進、民間サービス・民間クラウドの積極活用

### 3. 価値を生み出すITガバナンス

- サービス改革に対応した推進体制の整備
  - ・ 政府CIOを中心とした横断体制の強化、各府省内の体制整備、地方公共団体におけるITガバナンスの強化
- ITマネジメントの徹底と投資効果の最大化
  - ・ 政府情報システムの着実な推進、アウトカム重視のIT投資管理の確立、ITマネジメントの強化等



（出典：政府CIOポータルより）

## デジタル・ガバメント実行計画（令和元年12月20日閣議決定）の概要

国、地方公共団体、民間事業者、国民その他の者があらゆる活動においてデジタル技術の恩恵を受け、安全で安心な暮らしや豊かさを  
実感できる社会を実現するため、国、地方公共団体、民間を通じたデジタル・ガバメントを推進し、行政の在り方をはじめ社会全体をデジタル化

### サービスデザイン・業務改革（BPR）の徹底による行政サービス改革

- ✓ 利用者のニーズから出発する、エンドユーザーで考える等のサービス設計12箇条に基づき、「すぐ使えて」、「簡単」で、「便利」な行政サービス
- ✓ 利用者にとって、行政のあらゆるサービスが最初から最後までデジタルで完結される行政サービスの100%デジタル化の実現
- ✓ 利用者の違いや現場の業務の「ばらつき」まで詳細に把握・分析する業務改革（BPR）の徹底、フロー図等の作成による行政サービス全体のプロセスの可視化

### デジタル・ガバメント実現のための基盤の整備

- ✓ 統一的な政府情報システムの将来的な在り方などデジタル・ガバメント実現のためのグランドデザインの策定（令和元年度末目標）
- ✓ 政府全体で共通的に利用するシステム、基盤、機能等（デジタルインフラ）の整備
- ✓ 政府情報システムの整備におけるクラウドサービスの利用の検討の徹底
- ✓ 行政のデジタル化における情報セキュリティ対策・個人情報保護等の徹底
- ✓ データ標準の普及など行政データ連携の推進、行政保有データの100%オープン化

### 政府CIOによる一元的なプロジェクト管理の強化等

- ✓ 政府CIOの下、全ての政府情報システムについて、予算要求前から執行の各段階における一元的なプロジェクト管理を強化
- ✓ 政府情報システムの効率化、高度化等を図るため、デジタルインフラに係る情報システム関係予算の一括要求・一括計上（令和2年度予算案：府省共通34システム、約674億円を内閣官房IT室にて一括計上）
- ✓ 機動的かつ効率的、効果的なシステム整備のため、契約締結前に複数事業者と提案内容について技術的対話を可能とする新たな調達・契約方法の試行（令和2年度）
- ✓ 政府情報システムの運用等経費、整備経費のうちシステム改修に係る経費を令和7年度までに3割削減を目指す（令和2年度比）
- ✓ 政府におけるセキュリティ・IT人材の確保・育成

※本計画は、デジタル手続法に基づく情報システム整備計画として位置付けることとする。

### 行政手続のデジタル化、ワンストップサービス等の推進等

- ✓ デジタル手続法に基づき行政手続のオンライン化を進め、国の手続件数の9割にわたってオンライン化を実現予定。毎年度計画を改定し対象を拡大。
- ✓ 登記事項証明書（令和2年度以降）、戸籍（令和5年度以降）等について、行政機関間の情報連携の仕組みを整備し、順次、各手続における添付書類の省略を実現。
- ✓ 子育て、介護、引越、死亡・相続及び企業が行う従業員の社会保険・税に関する手続についてワンストップサービスを推進
- ✓ 法人等に係る行政手続等の利便性向上のための法人デジタルプラットフォーム整備
- ✓ 安全・安心で利便性の高いデジタル社会の基盤であるマイナンバーカードの普及とマイナンバー制度の利活用の促進等

### デジタルデバイス対策

- ✓ 行政のデジタル化に当たっては、年齢、障害の有無、性別、国籍、経済的な理由等にかかわらず、全ての人が不安なくデジタル化の恩恵を享受できる環境を整備

### 広報等の実施

- ✓ 専門的・技術的な用語に頼らずに国民等に丁寧かつ分かりやすい広報の実施

### 地方公共団体におけるデジタル・ガバメントの推進

- ✓ マイナポータル活用等により地方公共団体の行政手続（条例・規則に基づく行政手続を含む）のオンライン化を推進
- ✓ 複数団体により共同でクラウド化を行う自治体クラウドを推進
- ✓ 業務プロセス・情報システムの標準化を推進
- ✓ AIを活用するためのガイドブック作成等によりAI・RPA等による業務効率化を推進
- ✓ 本年度開催した「自治体ピッチ～Pitch to Local Governments～」の継続実施
- ✓ クラウドサービスの利用等の在り方を含めて、新たな情報セキュリティ対策を検討
- ✓ オープンデータの推進による地域の課題の解決の促進
- ✓ 「地域情報化アドバイザー」の活用促進等によるセキュリティ・IT人材の確保・育成
- ✓ デジタル・ガバメント構築のための総合的な戦略として、官民データ活用推進計画の策定を推進

### 民間手続におけるデジタル技術の活用促進

- ✓ 各府省における法令に基づく民間手続のオンライン化の検討状況のフォローアップ

（出典：政府CIOポータルより）

(2) 静岡県の情報化政策の動向

静岡県では、10年後のICT社会の姿を見据え、どのようなICTが、どのような分野で利活用され、どのような社会変化をもたらすかなど様々な角度から検討を加えた上で、将来的なICT／データ利活用の方策として、平成30年3月に「静岡県高度情報化基本計画（ICT戦略2018）・官民データ活用推進計画」を策定しています。

① 静岡県の基本方針

ICTの現状やICT／データ利活用に係る課題を踏まえ、本計画の基本理念、基本戦略を定めるとともに、計画推進の視点を整理しています。

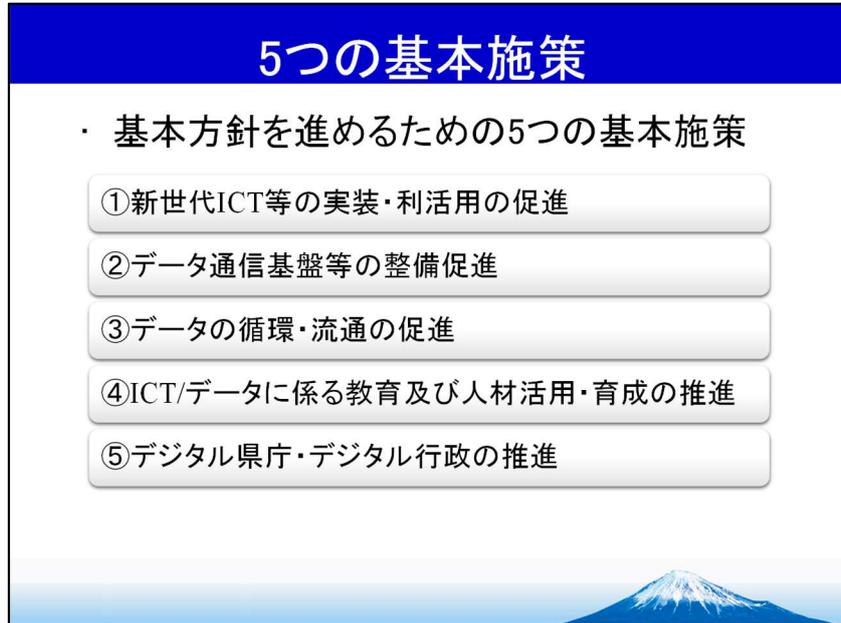
## 計画の基本方針

基本理念	基本戦略
<p style="text-align: center;"><b>人とICT/データが織りなす 超スマート社会の実現</b></p> <p style="text-align: center;">～ICT/データ利活用により、富を生み、 士(人)を育み、豊かで快適な地域 社会を創る～</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p><b>【超スマート社会】</b> あらゆる人がいきいきと快適な暮らしができ、 豊かで活力のある「人間中心の質の高い社会」</p> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p style="text-align: center;">新たな価値の創出 (富づくり)</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p style="text-align: center;">ICT/データ利活用の人材 育成・養成(人づくり)</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p style="text-align: center;">生活利便性・安全性の 向上(裾野の広がり)</p> </div> </div> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">豊かで快適な 質の高い 地域社会創造</p>	<p style="text-align: center;"><b>基本戦略</b></p> <p><b>【①新世代のICT (IoT、AI等)への対応】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新世代ICTの実用化を促進し、行政への導入検討、企業への導入支援</li> <li>・センサ等から得られるデータ通信基盤・環境整備と、整備</li> <li>・5Gや4K8Kの普及に対応できる環境整備と利活用</li> </ul> <p><b>【②デジタルデータの流通・利活用の促進】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・データを重視したICT利活用のため、行政・企業のデータをデジタル化</li> <li>・社会全体でデータをオープン化を図る環境を整備し、利活用する</li> <li>・データの活発な循環やビッグデータの流通を図る環境整備</li> <li>・AIが能力を発揮するためのビッグデータ等の利活用</li> </ul> <p><b>【③オープンイノベーションの促進】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・スマートデバイスと利活用アイデアを結合し、新たなICT・ソフトの実用化</li> <li>・民産学官連携・住民参加によるICT/データ利活用の提案・実証・実用化</li> <li>・異業種交流、分野横断的な情報連携し、有益なICTやソフト等を実用化</li> <li>・人とAIとの共存や連携を踏まえた適正なICT/データ利活用</li> </ul>
<p style="text-align: center;"><b>県総合計画の施策実現への貢献</b></p> <p>ICT/データ利活用による</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・安全・安心な地域づくり</li> <li>・未来を担う有徳の人づくり</li> <li>・豊かな暮らしの実現</li> <li>・魅力の発信と交流の拡大</li> </ul>	<p style="text-align: center;"><b>計画推進の視点</b></p> <p><b>【①民産学官連携、住民参加の促進】</b> 民産学官連携・住民参加により、活発にICT/データ利活用する機会を作る</p> <p><b>【②教育、人材活用、人材育成・養成の推進】</b> ICT教育の充実とともに、有識者等の人材活用と専門的な技術を有する人材や指導者となる人材育成・養成をする</p> <p><b>【③セキュリティの重視】</b> リスク・情報管理の徹底、サイバー攻撃・ウイルス対策強化</p>

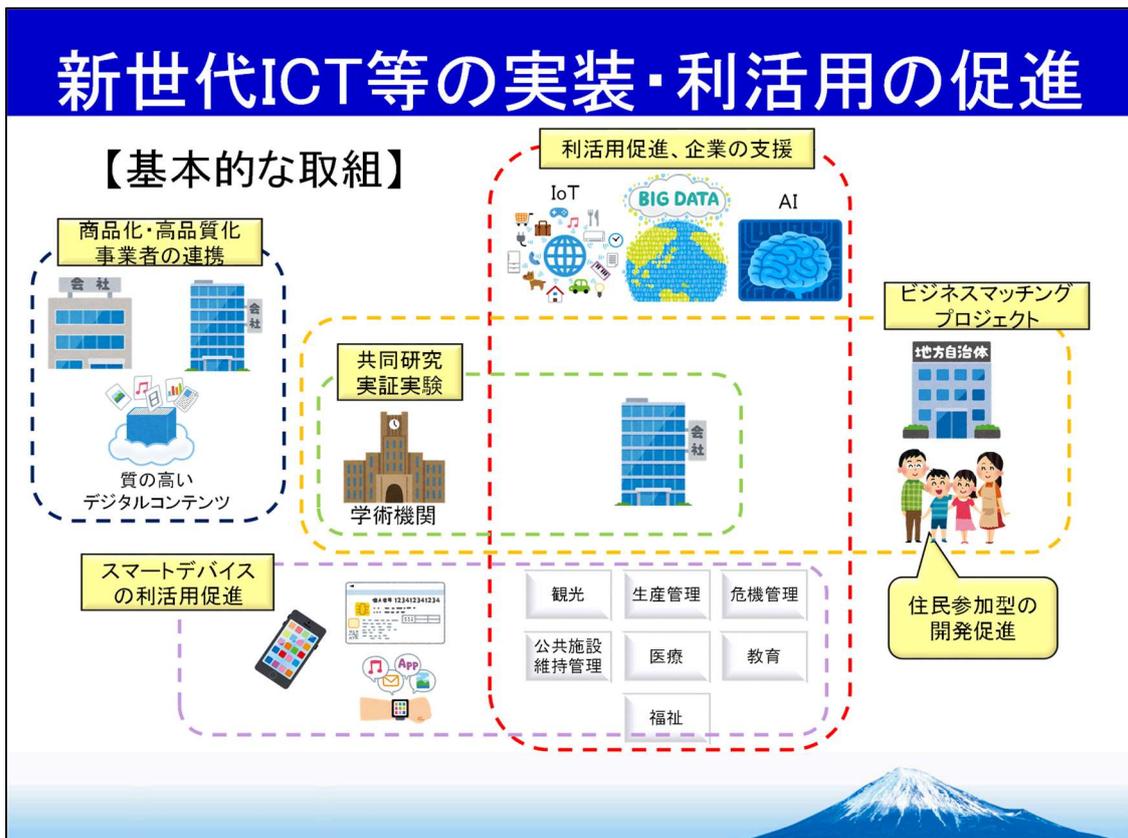
(出典:「静岡県高度情報化計画（ICT 戦略 2018）・官民データ活用推進計画」（概要版））

② 静岡県の基本施策

基本方針を進めるため、次の5つの柱を基本施策としています。



(出典:「静岡県高度情報化計画 (ICT 戦略 2018)・官民データ活用推進計画」(概要版))



(出典:「静岡県高度情報化計画 (ICT 戦略 2018)・官民データ活用推進計画」(概要版))

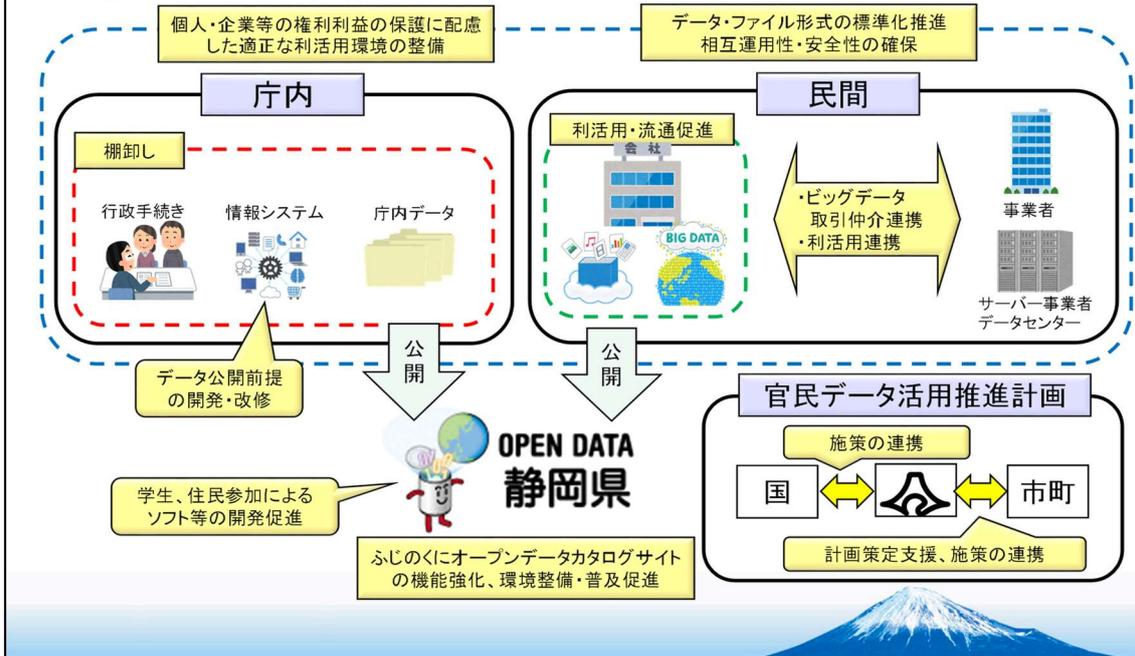
## データ通信基盤等の整備促進

- 誰でもいつでもどこでも情報にアクセスできる。

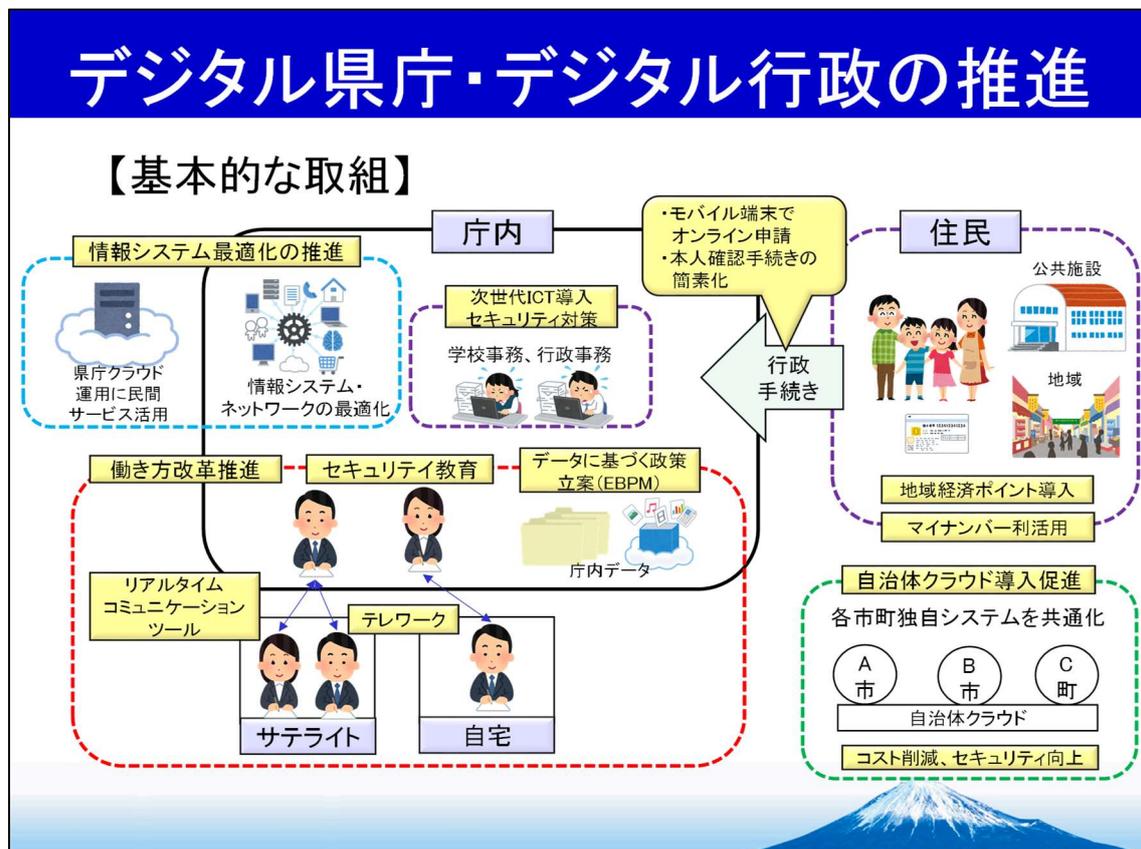
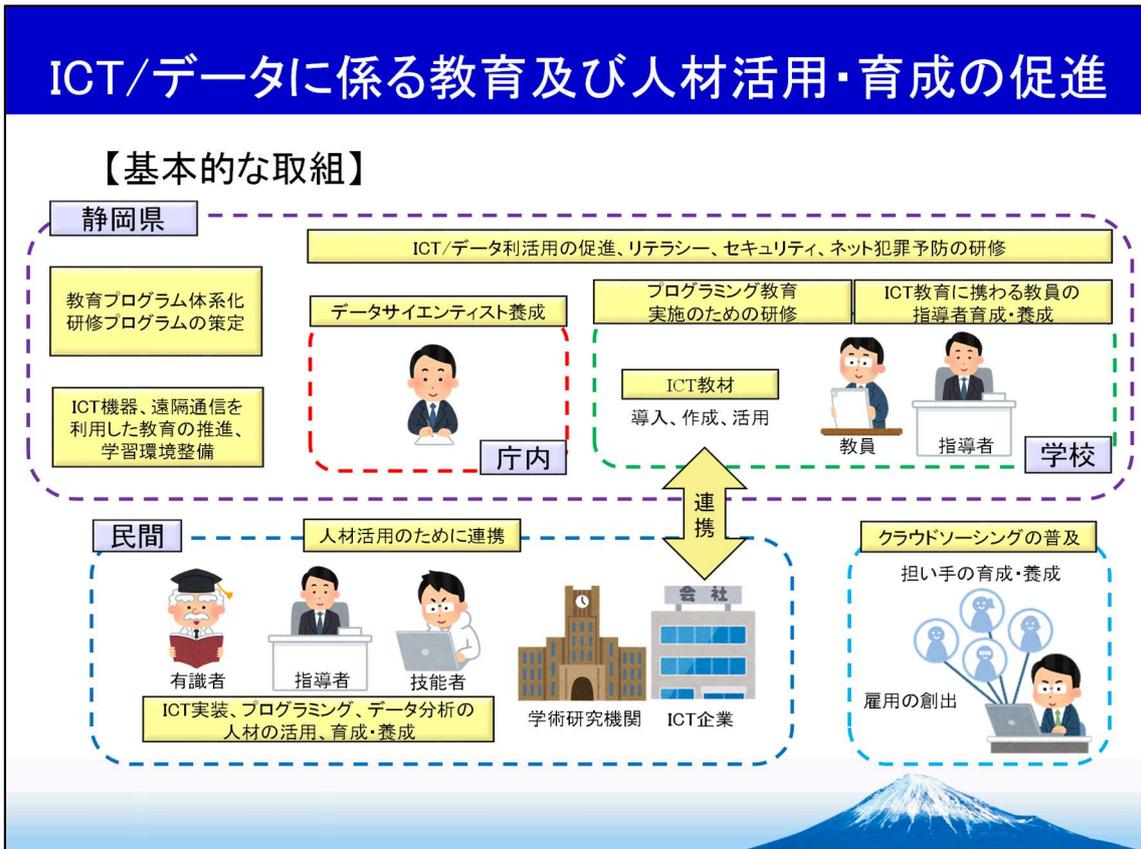


## データの循環・流通の促進

### 【基本的な取組】



(出典:「静岡県高度情報化計画 (ICT 戦略 2018)・官民データ活用推進計画」(概要版))



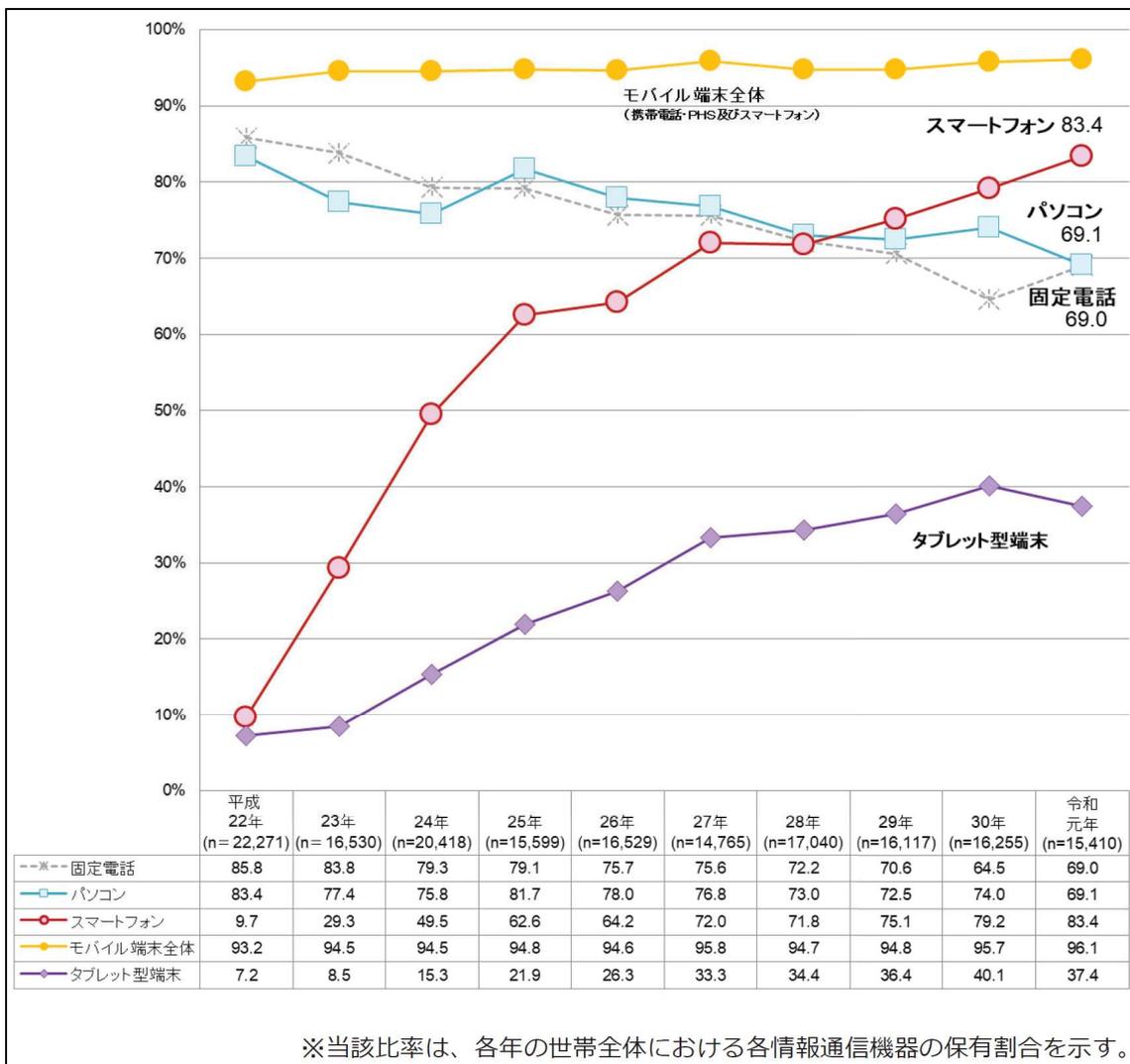
(出典:「静岡県高度情報化計画 (ICT 戦略 2018)・官民データ活用推進計画」(概要版))

(3) 社会の変化

① 国民からの視点

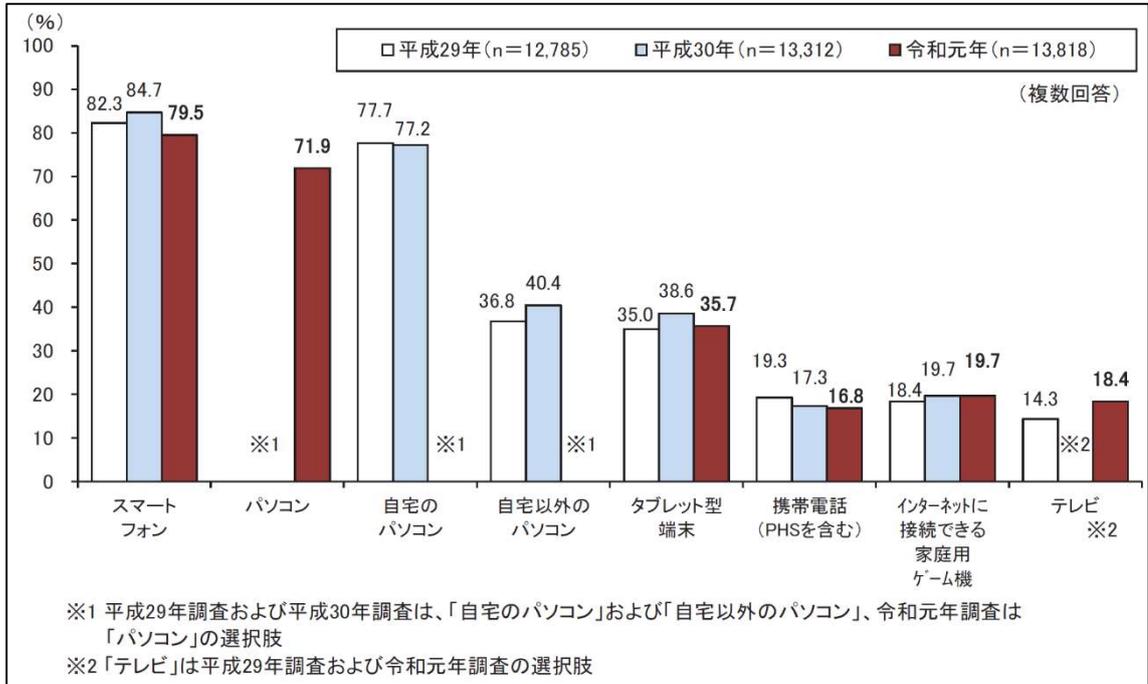
・情報通信機器の世帯保有率の推移

令和元年の調査では、世帯の情報通信機器の保有状況をみると、「スマートフォン」を保有している世帯が「パソコン」と「固定電話」を上回り一番高い割合となっている。



・インターネット利用機器

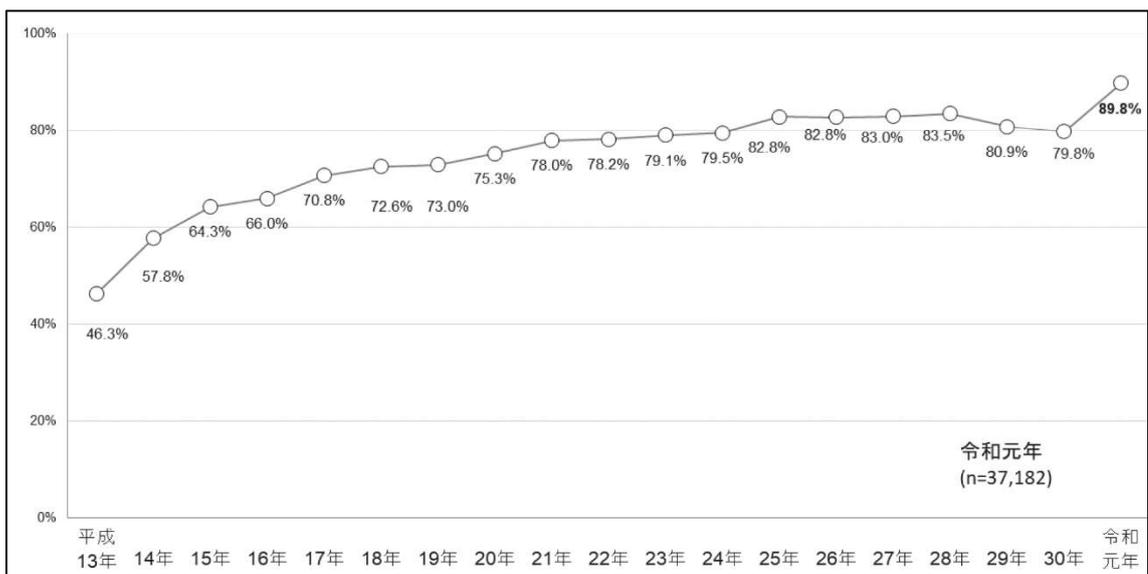
平成29年から令和元年まで、いずれも、過去1年間にインターネットを利用した人がある世帯の、インターネットを利用した機器は「スマートフォン」が「パソコン」を上回っている。



(出典:総務省「令和元年通信利用動向調査」)

・インターネット利用者の割合

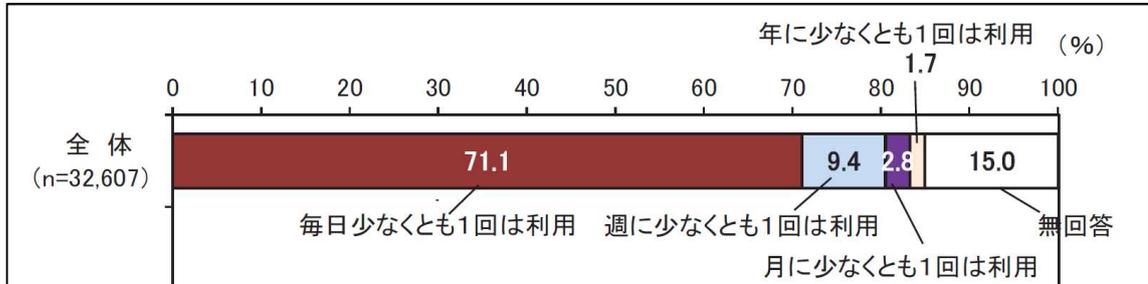
平成21年から平成30年までは8割程度でほぼ横ばいとなっていたが、令和元年では89.8%とほぼ9割となっている。



(出典:総務省「令和元年通信利用動向調査」)

・インターネット利用頻度

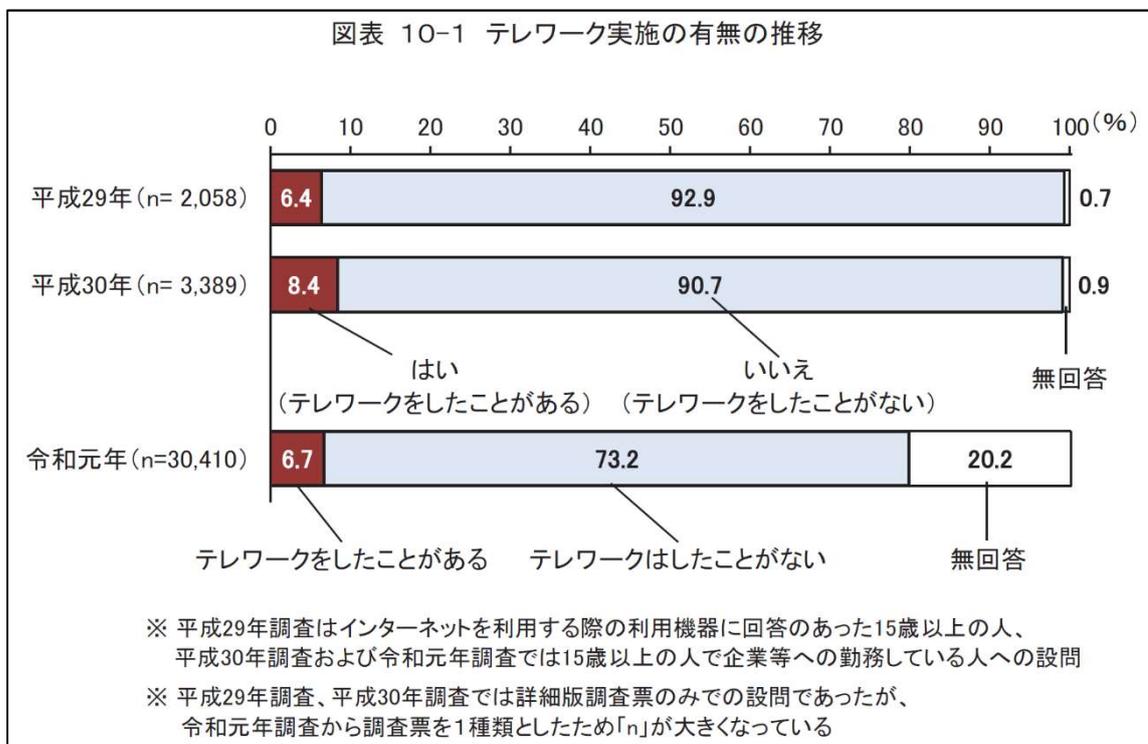
令和元年の調査では、「毎日少なくとも1回は利用」の割合が約7割となっている。



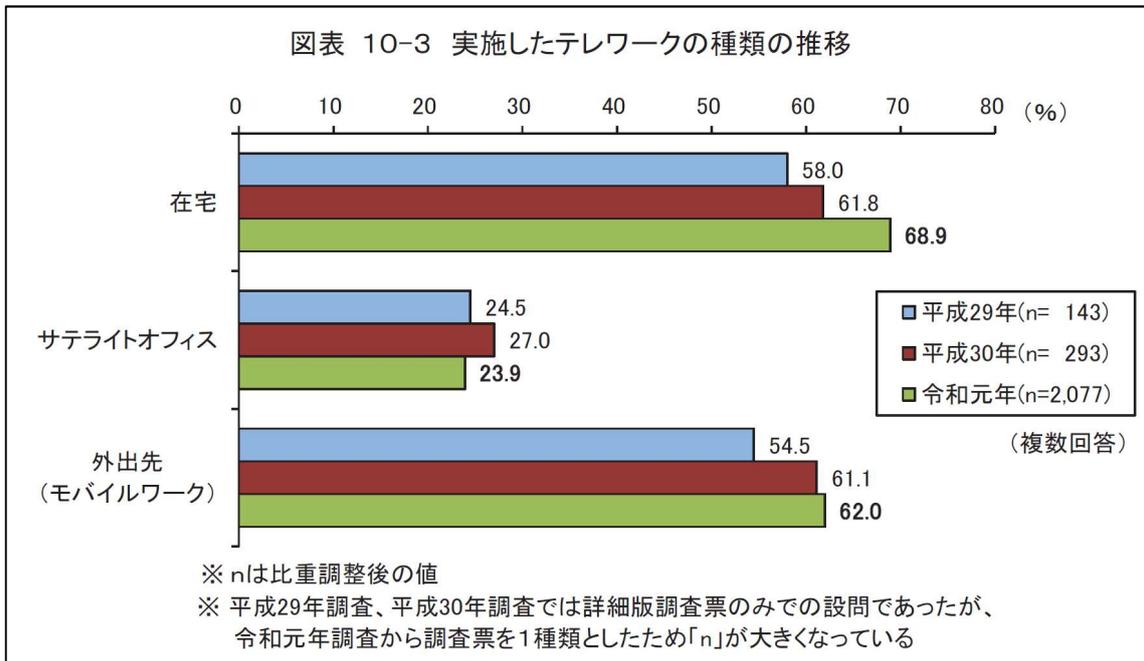
(出典:総務省「令和元年通信利用動向調査」)

・テレワークについて

令和元年の調査では、テレワークをしたことがある割合は6.7%となっている。実施したテレワークの種類は「在宅」及び「外出先」が多くなっている。テレワークの経験がない人におけるテレワーク実施の意向については、「希望する」が15.9%となっている。

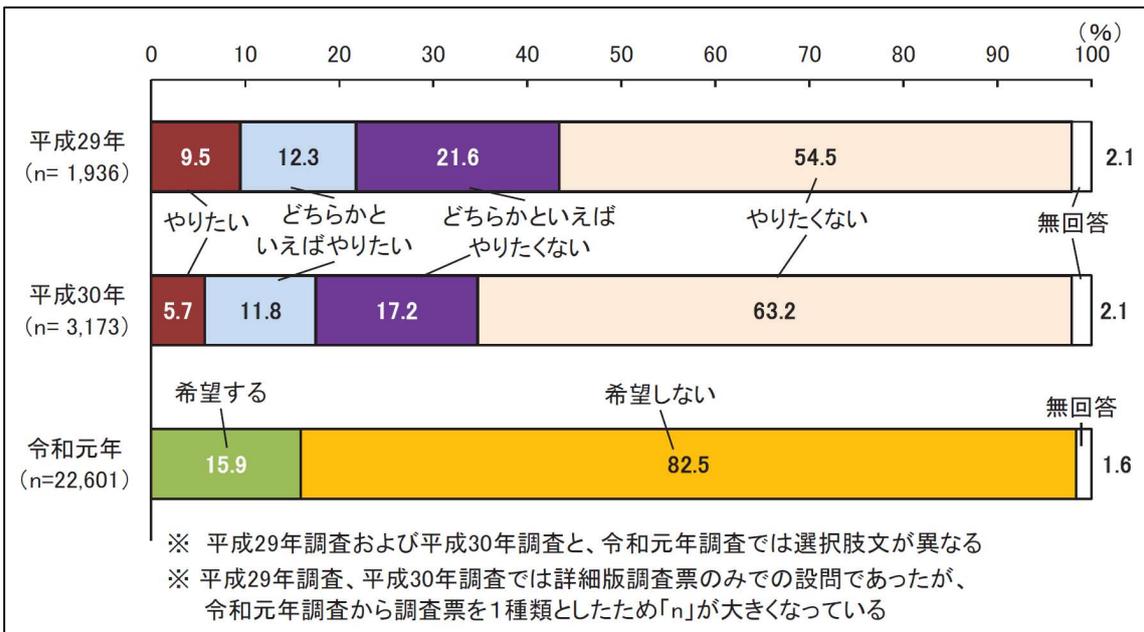


(出典:総務省「令和元年通信利用動向調査」)



(出典:総務省「令和元年通信利用動向調査」)

テレワーク実施希望の有無の変遷



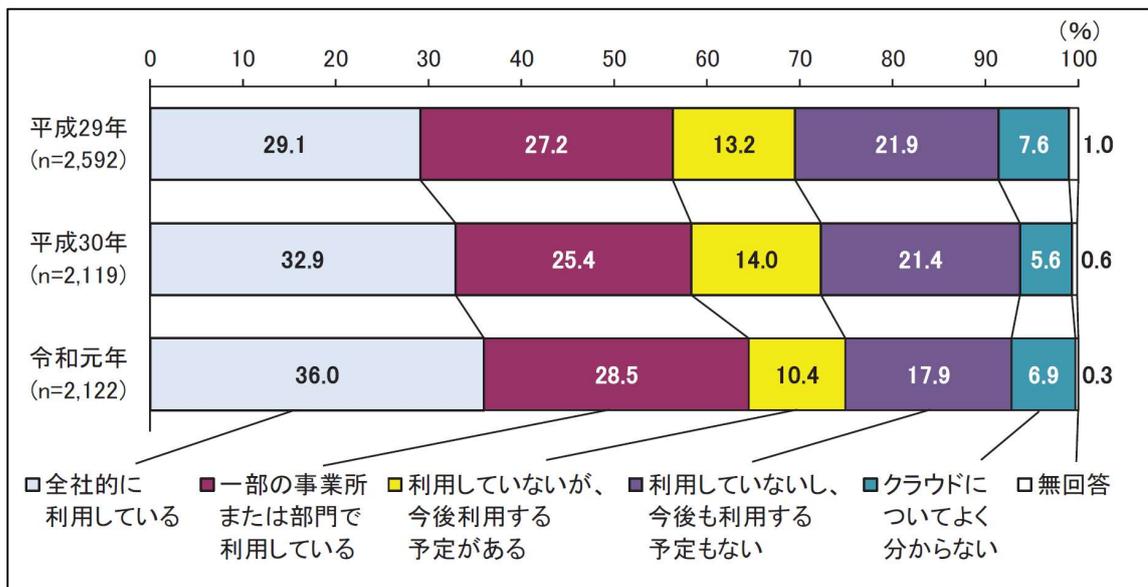
(出典:総務省「令和元年通信利用動向調査」)

② 企業からの視点

・クラウドサービスの利用状況及び効果

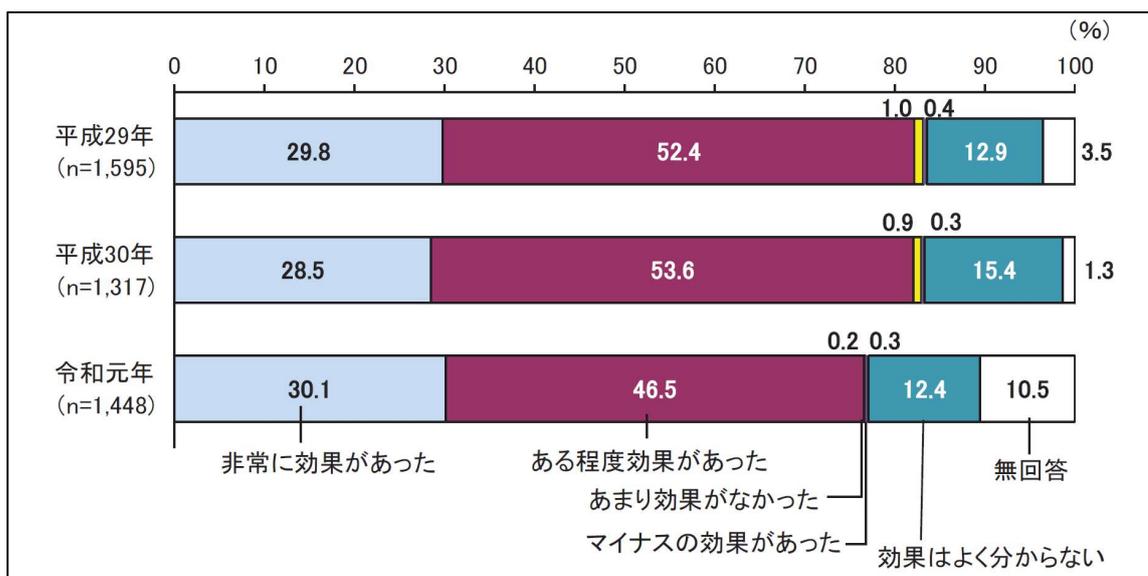
令和元年の調査では、クラウドサービスを利用している企業の割合は6割以上となっている。クラウドサービスの利用に対し、効果があったと回答した企業の割合は76.6%となっている。

クラウドサービスの利用状況の推移



(出典:総務省「令和元年通信利用動向調査」)

クラウドサービスの効果の推移

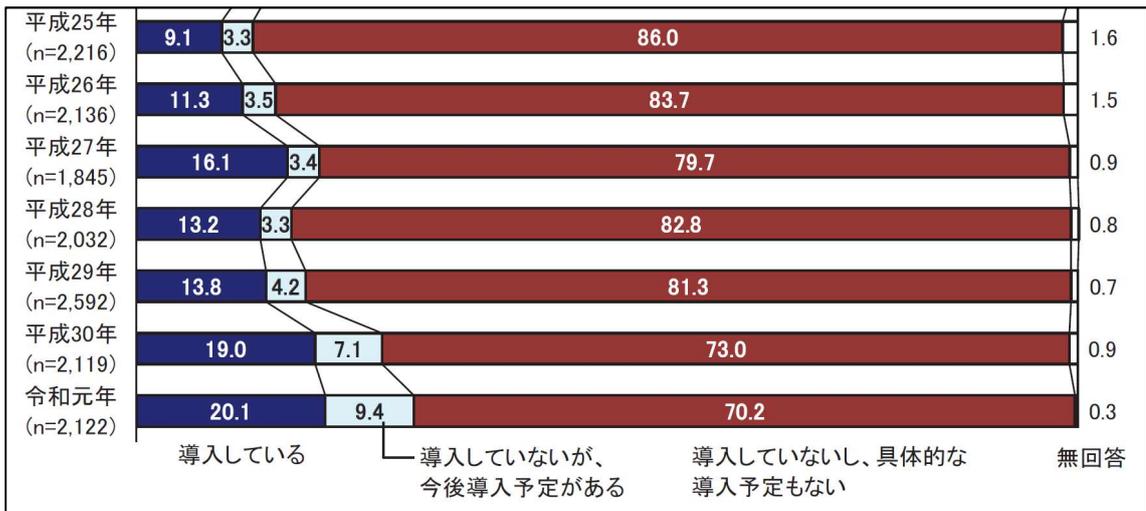


(出典:総務省「令和元年通信利用動向調査」)

・テレワークの導入状況及び効果

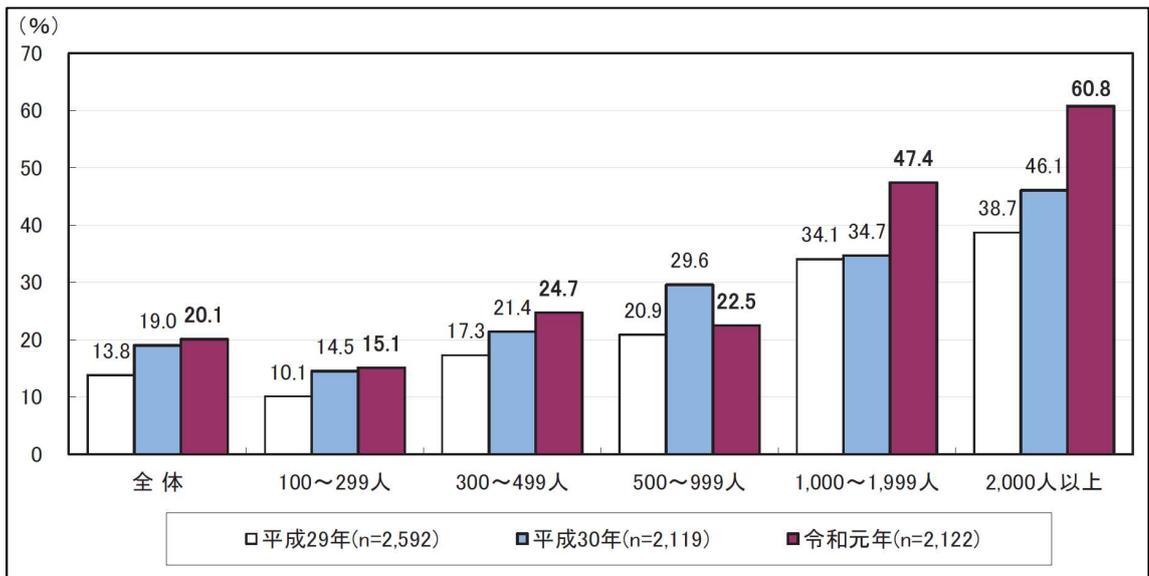
令和元年の調査では、テレワークを導入している企業の割合が20.1%となっている。従業員規模別にみると2,000人以上の企業では60.8%となっている。また、8割以上の企業がテレワーク導入に効果があったとしている。

テレワークの導入状況の推移



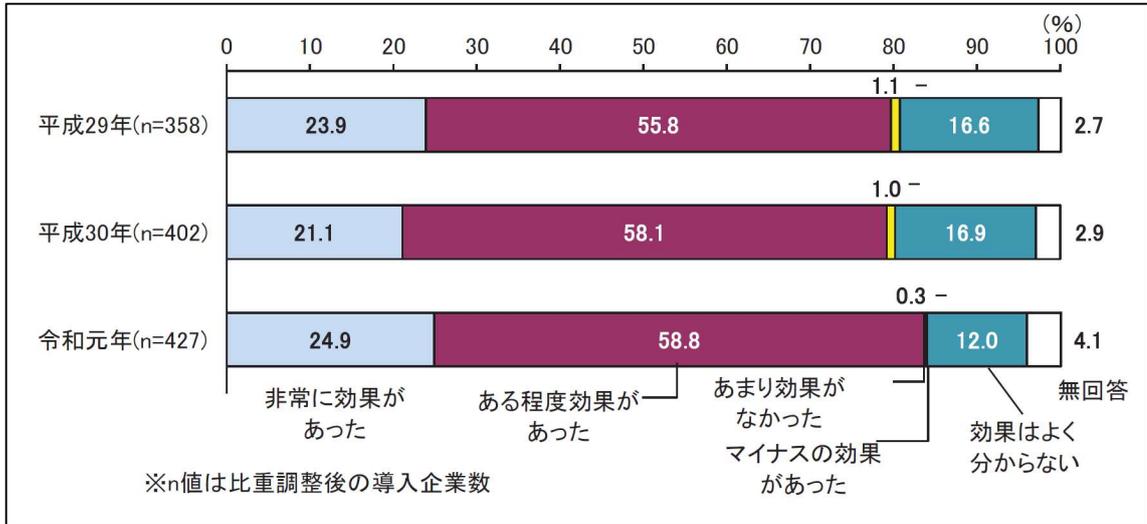
(出典:総務省「令和元年通信利用動向調査」)

テレワークの導入状況の推移 (従業員規模別)



(出典:総務省「令和元年通信利用動向調査」)

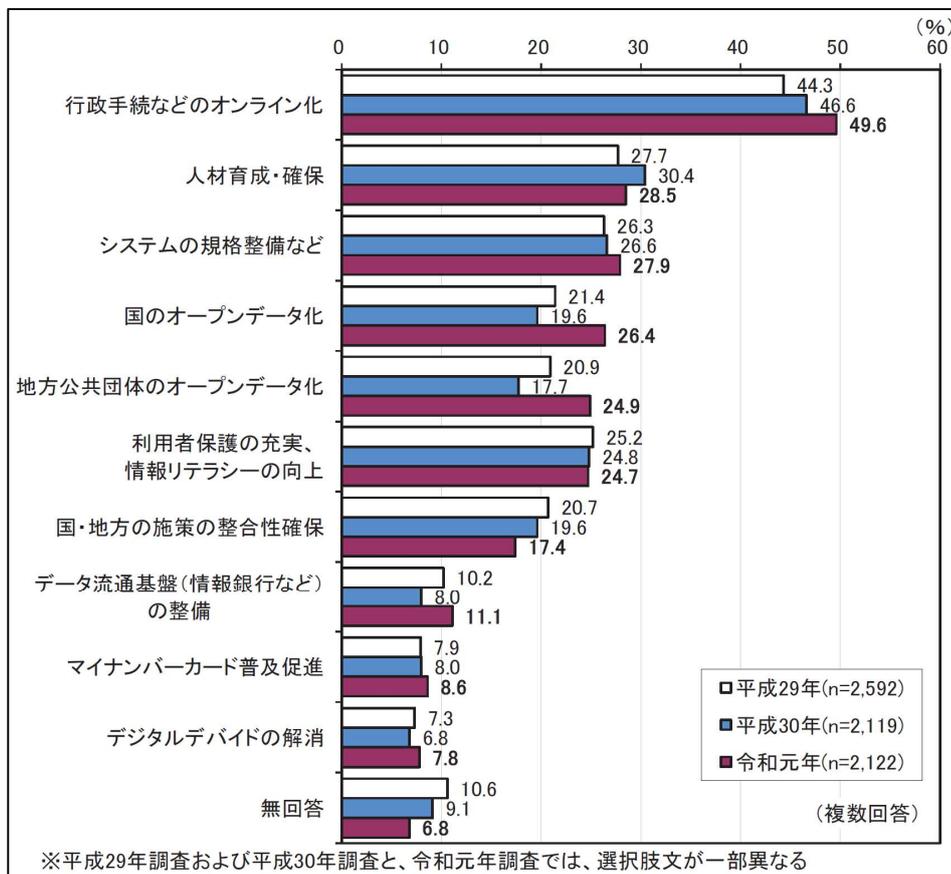
テレワークの効果の推移



(出典:総務省「令和元年通信利用動向調査」)

・ICT利活用促進のために国や地方公共団体に求める役割

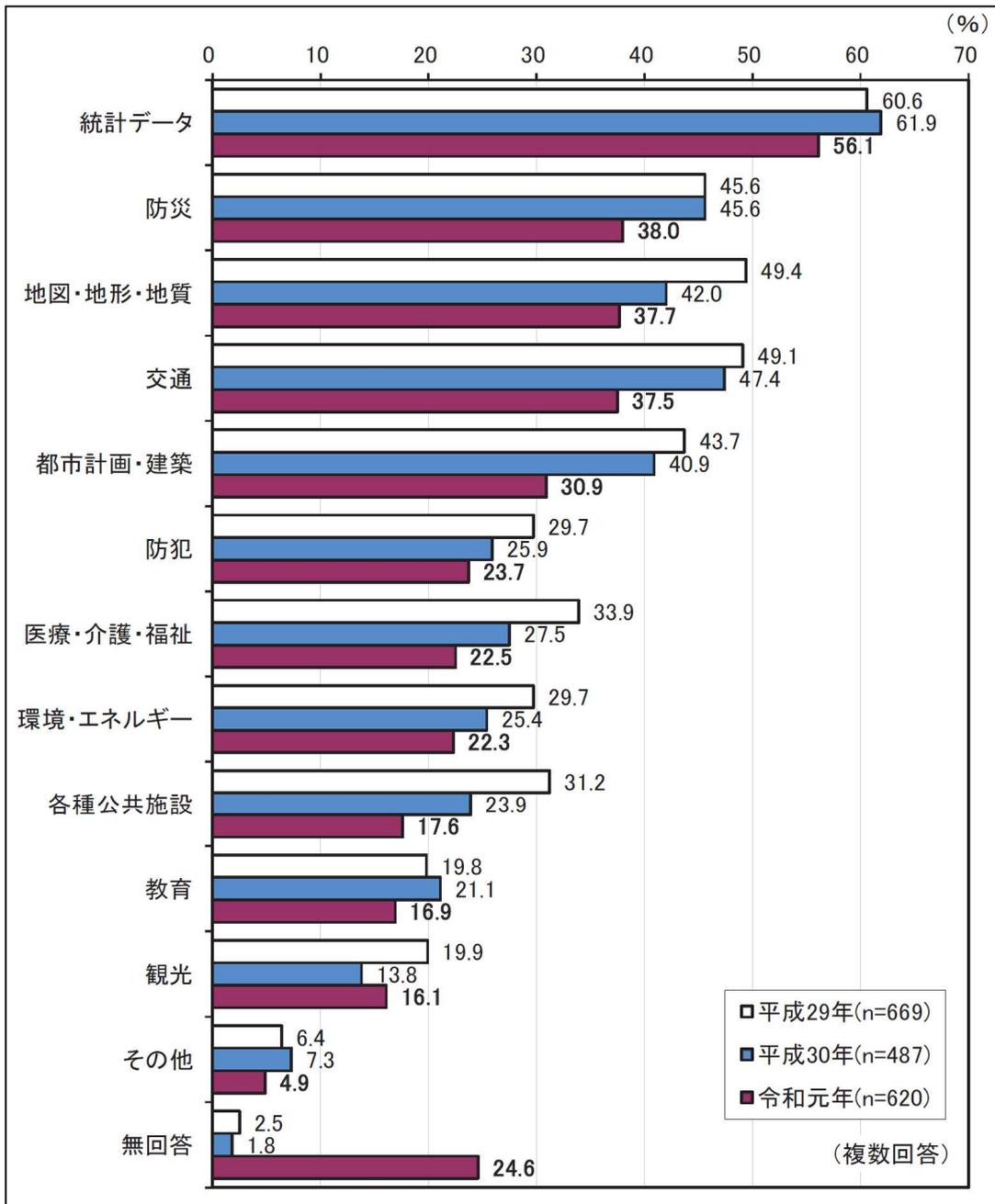
令和元年の調査では、「行政手続などのオンライン化」が49.6%と最も高くなっている。



(出典:総務省「令和元年通信利用動向調査」)

・オープンデータ化を希望するデータ

令和元年の調査では、国や地方公共団体にオープンデータ化を求める企業における、希望するデータ公開の種類については、「統計データ」が最も高く、次いで「防災」、「地図・地形・地質」、「交通」などとなっている。



(出典:総務省「令和元年通信利用動向調査」)

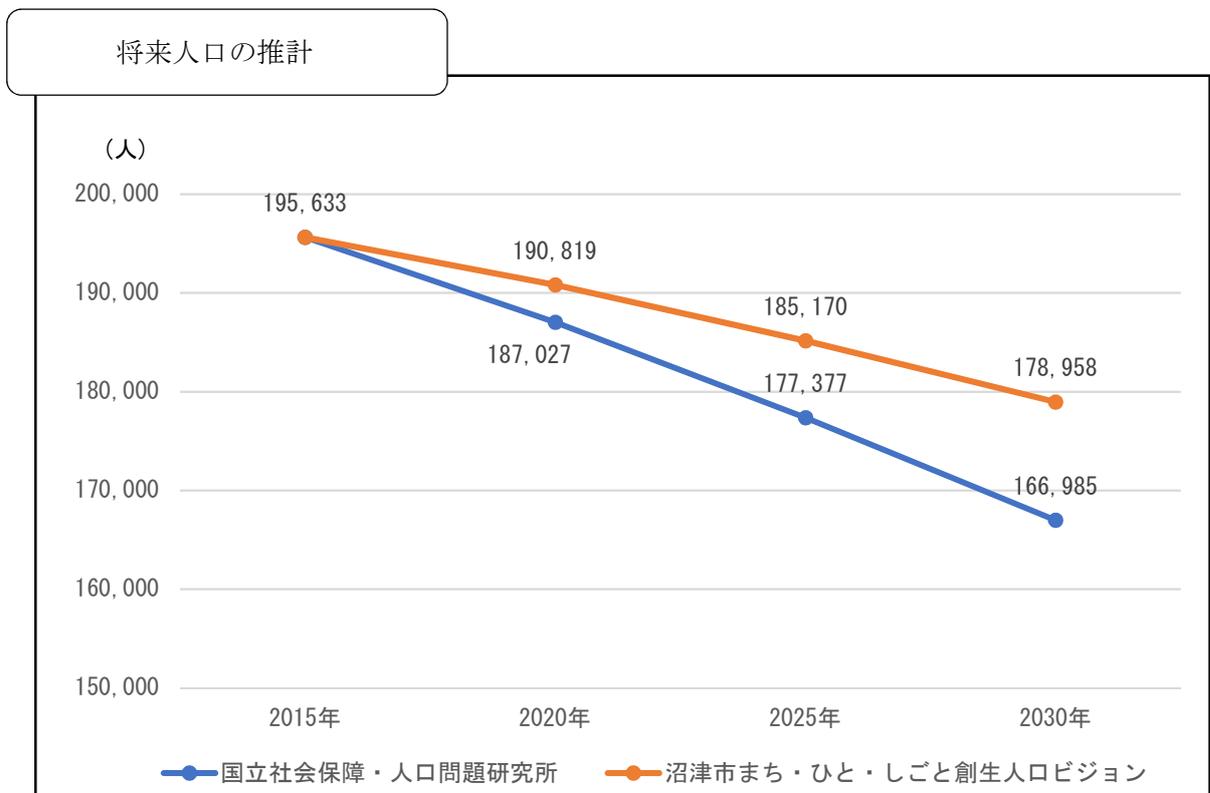
#### (4) 沼津市の人口

本市の人口は、1995年をピークに減少に転じており、国立社会保障・人口問題研究所が2018年3月に発表した人口推計では、第5次沼津市総合計画の目標年次である2030年においては、166,985人になると予測されています。

人口の減少は、居住環境の維持や労働力の確保が困難となり、地域経済の縮小や税収の減少を招くなど、社会経済や市民生活全体に対して大きな影響を及ぼすことが懸念されます。

このため、将来にわたり本市の活力を維持していくために、可能な限り今後の人口減少を抑制していくことが必要です。

第5次沼津市総合計画では、計画の目標年次である2030年における人口を「179,000人」と設定しています。



(出典:沼津市「第5次沼津市総合計画」)

## 4 計画の位置づけ・方針等

## (1) 計画の位置づけと期間

## ① 本計画の位置づけ

## ・第5次沼津市総合計画の分野別計画

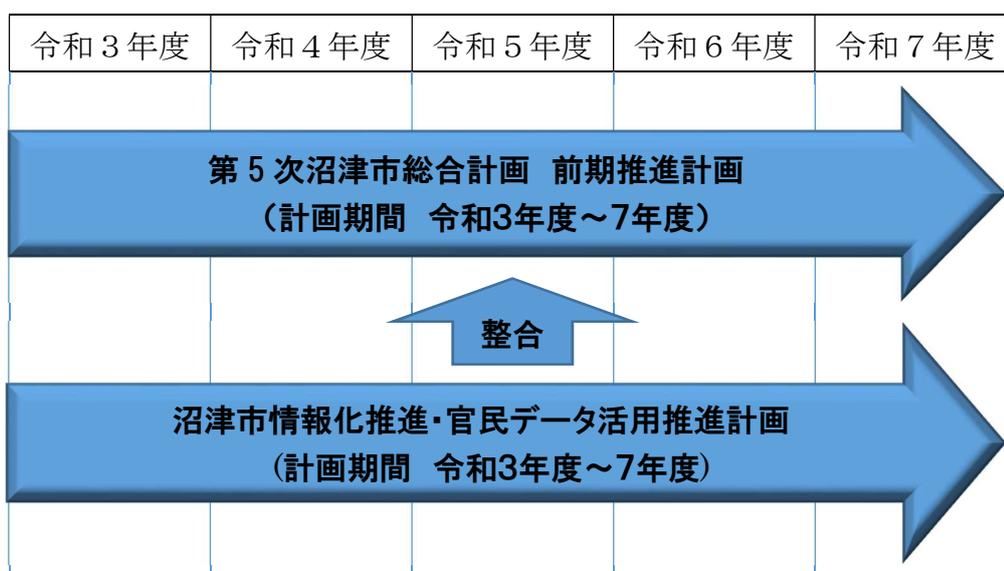
本市の最上位計画である第5次沼津市総合計画に基づく情報化の推進に関する基本的な計画として位置付けます。

## ・官民データ活用推進基本法に基づく計画

官民データ活用推進基本法第9条第3項に基づく市町村官民データ活用推進計画としても位置付けます。

## ② 計画期間

計画期間は、第5次沼津市総合計画と開始時期を合わせ、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。ただし、社会情勢の急激な変化等により、必要が生じた場合には、本計画の検証や見直しを行います。



## (2) 方針

少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少や国際化の進展など社会情勢が大きく変化する中、近年の急速なデジタル技術の進展や新型コロナウイルス感染症の拡大等により、市民のライフスタイルや働き方なども変化しています。こうした本市を取り巻く環境の変化に対応した情報化施策を進めるため、「利用者視点での市民サービスの向上」・「ICTの利活用による業務効率化と行政サービスの質の向上」を図っていきます。

### ① 利用者視点での市民サービスの向上

本市を取り巻く環境の変化等を踏まえ、市民の利便性を向上させるために、電子申請の利用範囲の拡大や、本市が保有するデータのオープンデータ化の推進等、利用者の視点に立った行政のデジタル化に、積極的に取り組んでいきます。

なお、デジタル化の推進に当たっては、デジタル3原則※を基本とします。

### ② ICTの利活用による業務効率化と行政サービスの質の向上

現在、国では今後のデジタル化推進に向け、書面・押印・対面を求める法令・慣行の早急な見直しや、自治体の業務システムの統一・標準化に向けた検討が行われています。

本市の各業務においても、積極的にICT等の新技術を活用することにより、更なる業務効率化と生産性の向上を図るとともに、限りある経営資源を有効に活用した行政サービスの質の向上に取り組んでいきます。

---

#### ※ デジタル3原則

- ① デジタルファースト：個々の手続・サービスが一貫してデジタルで完結する
- ② ワンスオンリー：一度提出した情報は、二度提出することを不要とする
- ③ コネクテッド・ワンストップ：複数の手続・サービスをワンストップで実現する

### (3) 推進に当たっての留意事項

#### ① 人材育成の推進

ICTは急速に高度化・多様化しており、これを利活用するためには、それに対応する知識や技能が必要になります。また、ICTを利用した悪意ある攻撃等は日増しに高度化しており、情報セキュリティの対策の知識や技能が求められることから、各部署のIT推進担当職員を中心に研修を実施し、ICTを活用できる人材育成を図ります。

#### ② 業務システム更新の考え方

業務システムの更新に当たっては、国による業務システム統一・標準化を見据えつつ、効率的で災害に強い業務基盤を構築するため、システム機器等を庁舎内で保有・管理する形式から、外部のデータセンターを活用したクラウド形式や、他自治体との共同利用等への移行を進めていきます。

#### ③ 他の計画等との整合性

ICT等の新技術を活用したマネジメント（計画、整備、管理・運営等）が行われ、全体最適化が図られる持続可能な都市の実現に向けた取組など、ICTを活用する他の計画等との整合性を図ります。

#### ④ 情報資産の連携や統合

ICTを活用した情報資産について、各システム・サービスの相互連携及びシステムの統合やサービスの入口を同一にするなど、市民等利用者の視点から、情報資産の連携や統合を図ります。

#### ⑤ 情報資産の汎用性

ICTを活用したサービスは多種多様であり、今後も様々な需要が高まることが予想されることから、情報資産の汎用性を考慮しながら、システム導入や更新を進めていきます。